

## 第1章 総則

### 1 趣旨・適用範囲

本要求水準書は、2022 鶴ヶ城誘客促進事業実行委員会（以下、「発注者」という。）が委託する「光のアートプロジェクト業務」（以下、「本業務」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

### 2 目的

若松城天守閣長寿命化工事により令和4年10月1日から令和5年3月31日まで天守閣に登閣できず、観光入込の大幅な落ち込みが懸念される。そのため、天守閣に代わる集客力のある話題作りが必要である。

本業務は工事期間中も入場可能である鉄門、南走長屋及び干飯櫓内にて、これまでにないエンターテインメント性の高い企画を展開することで観光誘客を図る。

### 3 業務概要

本業務は、以下の業務を実施するものとする。

- (1) 鉄門、南走長屋及び干飯櫓内にてセンサー等のデジタル技術を用いた入場者を主体とする光を使った体験型アートの制作及び設置
- (2) 上記(1)において設置する機器の保守管理
- (3) 上記(1)(2)に付帯する電気工事、既存展示物の移設等

### 4 業務対象箇所

住所：福島県会津若松市追手町 1-1 地内

- (1)鉄門 床面積 約 127㎡
- (2)南走長屋 床面積 約 162㎡
- (3)干飯櫓 床面積 約 83㎡

※詳細別紙図面参照

### 5 光のアートプロジェクト実施期間

- (1)日時：令和4年10月1日から令和5年3月31日

全日 8時30分から17時00分（最終入場16時30分）

- (2)実施試験

令和4年9月25日までに発注者事務局（会津若松市観光商工部観光課）の立ち合いを求めて試験を行うこと。

### 6 打合せ・協議

業務の円滑な遂行を図るため、発注者と密接な連絡を取り合うとともに、業務着手時及び業務の主要な区切りにおいて打合せを行うものとし、都度記録に留めて相互に確認するものとする。

## 7 疑義等

本要求水準書に明記されていない事項、また、その内容の解釈に疑義が生じた場合には、速やかに発注者及び受注者の間において協議の上確定させるものとする。

## 8 守秘義務

受注者は、業務上知りえた事項については、他に漏らしてはならない。また、業務遂行における記録物及び成果物についても、発注者の承諾なくして貸与、公表してはならない。

## 9 業務の履行

本業務の履行期間は、契約締結日から令和5年3月31日までとする。

## 第2章 業務内容及び業務条件

本業務の業務内容については、本業務の目的を達するために基本的な各業務の手法について示すが、受注者の提案によって、より効率的、効果的に目的が達成する業務内容については、発注者及び受注者の間において協議の上、3及び以下の内容によらないものとする。

## 10 鉄門、南走長屋及び干飯櫓内にて光を使った体験型アートの制作及び設置

- (1) センサー等のデジタル技術を用いて、入場者を主体とする光を使った体験型アートを企画し、映像・音声、必要な機材の調達及びメンテナンス等、設計から制作、設置、施工までの全てを行うものとする。
- (2) 上記(1)にて設置する制作物については、令和5年4月1日以降も常設として継続的に活用できるものとする。なお、制作物については、保守管理（経費を含む）及びアップデートなどに配慮するものとする。
- (3) 本事業の動線としては、入り口を干飯櫓、出口を走長屋（売店）とするが、冬季間の出入口は走長屋（売店）とすることから、演出及び入場者の安全性や利便性について配慮すること。また、滞留や収容人数についても考慮すること。
- (4) 本業務の演出については、情報の拡散力及び消費購買力が高い20代から40代に対して訴求力の高い内容とすること。
- (5) 業務対象箇所に設置されている展示物、スクリーン、プロジェクター等の活用を可とする。
- (6) 本市観光資源を活用した、また、業務対象施設の歴史、構造、役割等、施設の特徴を活かした企画及び設計とすること。
- (7) 一般財団法人会津若松観光ビューロー（以下、観光ビューロー）が管理する電気設備からの電力を使用すること。使用電流量については概ね1回路あたり20A以内（7回路）とし、事前に観光ビューローと協議すること。

## 11 保守管理

本事業の実施期間において、本事業に係る機器の保守管理を行うものとする。なお、設置した機器の破損等があった場合は速やかに復旧させること。

- 12 付帯する電気工事、既存展示物の移設等
- (1) 必要に応じて付帯する電源供給に係る工事や、既存展示物の移設を行うこと。
  - (2) 土足での入場に配慮した床面の養生を行うこと。
- 13 業務条件
- (1) 機器の設置等に係る作業時間は、原則として8時30分から17時00分までとする。  
ただし、作業の都合上、発注者がやむを得ないと認める場合については、作業時間の延長を認めるものとする。
  - (2) 業務の対象箇所は木造復元施設であることから、本業務に係る作業については、安全性の確保を図り、施設に影響を与えないよう現状復旧を前提に万全の対応を図ること。
  - (3) 本業務により設置する全ての機器は発注者に帰属するものとする。
  - (4) その他、実施にあたっては、発注者の指示に従うこと。

### 第3章 業務実施報告

- 14 実施報告書
- 業務終了後、下記のものを取りまとめた実施報告書を電子データ及び紙媒体の正本1部を提出すること。
- (1) 機器の設置状況を示す図面 1枚
  - (2) 業務の効果を示す写真 1式
  - (3) 機器の設置前及び設置後の状況を示す写真、適宜の箇所においてそれぞれ1枚
  - (4) 作業中の写真適宜の箇所においてそれぞれ1枚

### 第4章 その他

- 15 事業費
- (1) 事業費は、30,000,000円以内とする。
  - (2) 次の事項を事業費に含めることとする。
    - ①消費税及び地方消費税
    - ②本事業実施期間における機器の保守管理に係る経費
    - ③その他、業務を実施するにあたって必要となる経費
- 16 その他
- 会津若松市発注工事等からの暴力団等排除措置要綱を厳守すること。